

# 令和5年第11回教育委員会定例会 会議録

## ■ 開催日時

令和5年11月27日（月） 13時31分開会  
14時17分閉会

## ■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

## ■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代  
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

## ■ 欠席委員

なし

## ■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	紺屋 聖一
教育総務課長	上村 圭一郎
学校教育課長	山下 信久
生涯学習課長	上蘭 浩司
学校給食センター所長	小吉 建治
指宿商業高等学校事務長	岩林 茂樹
教育総務課主幹兼学校整備係長	東 孝一
教育総務課主査	下川 皓太

## ■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事

- ・ 日程第1 議案第25号 令和5年度指宿市一般会計補正予算(第6号)に係る議案(教育委員会所管分)に関する意見の申出について
- ・ 日程第2 議案第26号 西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画(案)について

- ・ 日程第3 議案第27号 西指宿中学校・北指宿中学校再編協議会設置要綱の制定について

- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

## ■ 会議要旨

### 1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただいまから、令和5年第11回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

### 3 前回会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和5年第10回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

### 4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、中村委員をお願いいたします。

### 5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

1項目目でございます。

10月26日、県小中一貫教育及びコミュニティ・スクール県連絡協議会連絡会、第8回県小中一貫教育及びコミュニティ・スクールフォーラム in 鹿児島市の研修会に参加してまいりました。小中一貫についての発表、学校応援団等の発表がございました。

2項目目でございます。

10月27日、川尻小学校に学校訪問をしてまいりました。課題といたしましては、複式学級をどう指導していくかという所がありましたけれども、それぞれに創意工夫した授業の風景を見ってきました。教育委員の皆様にもご指導いただきありがとうございます。

3項目目でございます。

11月1日、第74回鹿児島県高等学校駅伝競走大会、第37回鹿児島県高等学校女子駅伝競走大会の開会式に出席してまいりました。

4項目目でございます。

11月5日、開聞地域文化祭の視察をしてまいりました。小学校、中学校の太鼓や合唱等があり、部活動の吹奏楽部も参加し、とても良い文化祭でした。

5項目目でございます。

11月6日、令和5年指宿市民表彰式がございました。

6項目目でございます。

11月7日、第4回市校長研修会が開聞中学校でございました。令和の日本型学校教育について、リーダーとしての立ち位置を指導させていただきました。

7項目目でございます。

11月11日、今和泉小学校創立150周年記念式典がございました。実行委員を中心として、すばらしい式典の催しがございました。

8項目目でございます。

11月12日、山川地域文化祭の視察をしてまいりました。外国人技能実習生も参加しておりまして、地域力のすばらしさを感じたところでございます。

9項目目でございます。

11月13日、指宿市青少年問題協議会が行われました。社会教育の団体長の方々が、それぞれの活動を発表されました。

10項目目でございます。

11月14日、柳田小学校の学校訪問に行つてまいりました。こちらのほうも、教育委員の皆様のご指導ありがとうございます。目当てがしっかりした明確な授業をされて、チーム力を感じたところでございます。

11項目目、12項目目でございます。

同じく14日、第1回外部評価委員会と、指宿市防災会議がございました。

13項目目でございます。

11月16日、西指宿中学校の学校訪問に行つてまいりました。西指宿中学校でも、教育委員の皆様のご指導をいただきありがとうございます。学校評価についてのデータ分析が細かくされて、向上心が見られたところでございます。

14項目目でございます。

同じく16日、指宿小学校で鹿児島県読書指導研究公開がございました。2年にわたり読書指導をテーマに研究した、すばらしい発表でございました。

15項目目でございます。

11月19日、市民会館で指宿地域文化祭がございました。いろいろな形分野で、特にフラダンスや大正琴等が発表されたところでございます。

16項目目でございます。

11月21日、南指宿中学校で第4回市教頭研修会がございました。この時も、令和の日本型学校教育について、サブリーダーとしての立ち位置を指導させていただきました。

17項目目でございます。

11月24日、指宿庁舎北側広場で、指宿市役所指宿庁舎消防訓練がございました。

18項目目でございます。

11月25日、市人権教育講演会、市生涯学習フェスティバルが、なのはな館と市民会館でございました。市人権教育講演会につきましては、虐待についての講演をしていただきました。社会教育功労者等表彰式につきましては、シルバー美術展等の指導をされている、芸術の先駆者であります木佐貫熙様が表彰されました。

以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

## 6 議事

### (吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第25号、令和5年度指宿市一般会計補正予算(第6号)に係る議案(教育委員会所管分)に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

### (紺屋部長)

日程第1、議案第25号、令和5年度指宿市一般会計補正予算(第6号)に係る議案(教育委員会所管分)に関する意見の申出について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

令和5年度指宿市一般会計補正予算(第6号)に係る議案(教育委員会所管分)に関して、市長に意見を申し出ることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

別冊資料でご説明いたしますので、議案第25号、別冊1の2ページをご覧ください。

令和5年度指宿市一般会計補正予算(第6号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億4,920万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、275億2,582万5千円とするものであります。

10ページをご覧ください。

中ほどになります。款9教育費は3,425万9千円を増額し、歳出の総額を30億9,694万9千円にするものであります。

歳出からご説明いたしますので、17ページをご覧ください。

今回の補正の事業概要について、所管課毎にお示ししてあります。

なお、人件費に係る補正につきましては、説明を割愛させていただきます。

教育総務課の住宅管理費20万円の補正は、川尻小学校校長住宅のトイレの壁の修繕、指宿小学校教頭住宅の洗面台の修繕などを実施するための修繕料であります。

環境整備チーム事業費6万9千円の補正は、会計年度任用職員である環境整備作業員の通勤手当が不足したことによる費用弁償1万9千円と、環境整備チームが使用している自走式草刈機の修繕料5万円であります。

中学校施設管理総務費890万5千円の補正は、南指宿中学校特別教室棟の消火栓ポンプの修繕料538万7千円、南指宿中学校管理教室棟の女子トイレを洋式化するための修繕料151万8千円、その他中学校施設の修繕料200万円であります。

学校教育課の教師用教科書及び指導書購入事業費2,576万4千円の補正は、小学校教科書の採択替えに伴う教師用の教科書及び指導書の購入費2,344万7千円と、市内全小学校に4年生、5年生及び6年生国語の指導者用デジタル教科書を導入するためのライセンス使用料231万7千円であります。

学校保健体育管理費30万7千円は、魚見小学校に配備しているAEDの耐用期間が経過したことに伴う更新のための備品購入費であります。

中学校部活動支援事業費4万円の補正は、中学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツや、芸術文化等の活動のための環境整備を進め、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と、教師の負担軽減の両立を実現することを目指して、その運営の適正化に向けた助言等を行う地域部活動推進協議会（仮称）の設置に伴う、委員の出会謝金であります。

指宿商業高校の非常勤講師人件費24万円の補正は、会計年度任用職員である非常勤講師の通勤手当が不足したことによる費用弁償であります。

学校管理費140万4千円の補正は、自動火災報知設備受信機取替に係る修繕料110万円と、化学実験室空調機器修繕に係る修繕料30万4千円であります。

ただいま申し上げました歳出の補正につきましては、右端に予算書の掲載ページを記載しております。

なお、歳入につきましては、教育委員会所管分の補正はありませんでした。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### **(吉元教育長)**

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

#### **(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1、議案第25号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(吉元教育長)**

それでは、日程第1，議案第25号は、提案のとおり同意することといたします。

**(吉元教育長)**

次に、日程第2，議案第26号，西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画（案）についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(紺屋部長)**

日程第2，議案第26号，西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画（案）について、提案のご説明を申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画（案）を別冊のとおり作成することについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第20号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、令和3年9月に策定した、第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針に基づき、中学校再編の第1弾として、本市の中で最も生徒数の少ない西指宿中学校を北指宿中学校と統合する協議を進めるため、教育委員会としての基本的な案を示そうとするものであります。

計画の主な内容につきましては、教育総務課長が説明いたします。

**(上村課長)**

それでは、西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画（案）の主な内容について、ご説明いたします。

事前にお配りしております別紙資料及び別冊資料により説明いたします。

まず、別紙資料をご覧ください。

これまでの流れであります。「第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針」において、西指宿中学校と北指宿中学校を、開聞中学校と山川中学校を、それぞれ既存校1校に集約することを目指すと定めております。市内全ての中学校について、保護者や地域の方を対象に、中学校再編に関するアンケートを実施した結果、西指宿中学校区と開聞中学校区が再編を望む回答が多く、その中でも、西指宿中学校区については、北指宿中学校の場所で良いとの回答が多かったところです。

この結果を基に、中学校再編の第1弾として、本市の中で最も生徒数の少ない西指宿中学校を北指宿中学校と統合し、生徒の教育環境の充実を図るため、統合に向けた協議を行うための教育委員会の考え方として、この基本計画（案）を作成したところであります。

次に、今回の基本計画（案）の概要です。概要につきましては、掲載のとおりですが、基本計画（案）の内容については、別冊でご説明いたしますので、別冊2の1ページをご覧ください。

第1章として、「計画の背景・目的」を掲載しております。ここには、先ほど申しあげました「これまでの流れ」などについて掲載しております。

2ページをご覧ください。

第2章として、西指宿中学校、北指宿中学校の現状を掲載しております。

まず、(1)の学校施設等です。2ページに西指宿中学校の建物の状況や生徒数などを、3ページに北指宿中学校の建物の状況や生徒数などを掲載し、それぞれの学校を比較できるようにしております。両中学校とも、教室棟につきましては、建築から50年以上が経過し、老朽化が進んでおります。

生徒数と学級数につきましては、今年の5月1日現在で、西指宿中学校が59人で、普通学級が3学級、特別支援学級が2学級であり、北指宿中学校が303人で、普通学級が9学級、特別支援学級が3学級であります。

4ページをご覧ください。

(2)の部活動の設置状況です。北指宿中学校の部活動に合わせた形で掲載しております。北指宿中学校には11の部活動があり、西指宿中学校には4つの部活動があります。

次のページをご覧ください。

(3)の生徒数と学級数の推移で、教育委員会事務局で作成した推計を基に作成しております。上が西指宿中学校の推移で、下が北指宿中学校の推移です。どちらも年々生徒数が減少していく見込みで、西指宿中学校の学級数は、1学年1学級で推移していきます。北指宿中学校の学級数は、令和7年度に8学級になった後、令和8年度には9学級に戻りますが、その後は減少し、令和18年度以降は1学年2学級の6学級となる見込みであります。

6ページをご覧ください。

(4)の保護者や地域の方の考えや意見です。昨年度実施した中学校再編のアンケート結果の概要を、6ページには西指宿中学校区の概要を、7ページには北指宿中学校区の概要を掲載しております。

西指宿中学校区の結果においては、保護者、地域ともに70%以上の方がすぐにでも、又は将来的には再編した方が良いと回答しております。再編の相手と場所については、いずれも北指宿中学校が良いという回答が多くなっております。

北指宿中学校区の結果においては、保護者の45%と地域の52%が、すぐにでも、又は将来的には再編した方が良いと回答しておりますが、保護者の40%が「わからない」と回答しております。その理由として「再編するほどの課題が無い」という回答が多数を占めていること考えると、現時点では、北指宿中学校として学校再編の必要性は感じていないが、今後、課題が出てくることにより、再編の必要性が感じられてくるのではないかと考えられます。

また、再編の相手と場所については、再編相手は西指宿中学校、再編場所は北指宿中学校が良いという回答が多くなっております。

8ページをご覧ください。

第3章として「統合計画」を掲載しております。

まず、(1)の統合方法です。統合方法は、西指宿中学校を北指宿中学校に統合するために、西指宿中学校は、学校統合の際に閉校し、北指宿中学校は、学校統合後も北指宿中学校として継続する計画です。

学校名は、北指宿中学校とし、学校位置、校章、校歌、制服、体操服・ジャージ、校訓は、北指宿中学校のものを使用する計画であります。

教育課程、行事等につきましては、基本的には北指宿中学校の計画を利用しますが、学校区が大きくなることや、西指宿中学校で活動してきた行事等に配慮して決定する計画であります。

その下に、統合した際の生徒数・学級数の推移をグラフでお示ししております。教育委員会事務局の推計では、令和8年度以降、生徒数は年々減少し、それに伴い、学級数も年々減少し、令和23年度頃からは、学校全体で6学級になる見込みであります。

その下をご覧ください。

西指宿中学校を北指宿中学校に統合するためにはということで、2つの項目を掲げております。

1番目に、西指宿中学校の生徒が北指宿中学校まで通学するための通学方法の確保が必要であります。そのために、スクールバスを運行するなど、西指宿中学校区の生徒が安全に通学できるようにしたいと考えております。

2番目に、各学年4学級程度を確保できる施設規模が必要であります。現在の北指宿中学校の校舎については、各学年3学級で整備されており、また、建築後50年以上経過している建物も多く、老朽化が進んでいるので、生徒や教職員が安全安心に、時代に合った学習ができる環境を整えるため、改修することが望ましいと考えております。

次のページをご覧ください。

次に、(2)の通学方法です。

現在の北指宿中学校区の生徒につきましては、変更はしない計画です。現在の西指宿中学校区の生徒につきましては、スクールバスを導入し、対象者を現在の西指宿中学校区に居住する全ての生徒とする計画です。

運行本数につきましては、平日は登校時に1便、下校時に2便で、下校時は授業終了時と部活動終了時を想定しています。

また、土曜日や夏休み期間中などは、部活動での登下校を考慮し、登校時に1便、下校時に1便を計画しております。

利用料金につきましては、無料です。

その他として、運行時間、経路、停留場所などについては、学校統合が正式に決定後、保護者、学校関係者、地域代表などと協議し、決定する計画としております。

次に、(3)の施設整備に関する基本方針です。

1番目に整備方針です。生徒数及び学級数に応じた適切な施設規模とし、利用効率の高いコンパクトで機能的な施設、各教室への空調設備の整備やトイレ環境の整備など、生徒や教職員が居心地が良く、安らぎを感じることができる施設、少人数指導や社会環境の変化に応じた多様な教育に柔軟な対応ができる施設、維持管理が容易で、ランニングコストを抑えられる施設、全ての



利用者が利用しやすいように、ユニバーサルデザインに配慮した施設、災害に強く、生徒や教職員の命を守る安全安心な施設とする計画であります。

次に、整備検討箇所です。北指宿中学校に統合する際、必要となる設備の新設と、体育館を除く全ての施設について、改修等を行う計画です。新設、改修等につきましては、下の表にある箇所を想定しておりますが、新設、改修箇所等は、今後実施する基本設計や実施設計により決定する計画としております。

10ページをご覧ください。

次に、施設規模です。計画学級数としましては、普通学級を12学級、特別支援学級を4学級、合計で学級数を16学級と計画しております。

なお、将来的に生徒数が減少することを踏まえ、合理的かつコンパクトに整備することを基本とします。

次に、諸室等の構成計画です。具体的な構成計画は、表にお示しのとおりです。各諸室等の現状の数と計画の数を、備考欄には構成の考え方を掲載しております。普通教室と特別支援教室につきましては、それぞれ増加する計画です。特別教室のうち、家庭科室、技術室は現在の授業時数等を考慮し、減少する計画です。

次のページをご覧ください。

管理諸室、その他では、お示しのとおり新設するものも計画しております。

なお、この諸室等の構成計画は、主要な諸室の現時点での想定としており、最終的な構成は、今後実施する基本設計や実施設計により決定する計画としております。

次に、その他施設の計画です。グラウンド、プール、武道館、次のページのバスターミナル、駐車場につきまして、お示しのとおり計画をしております。

12ページをご覧ください。

次に、仮設教室の計画です。施設整備に当たり、仮設教室が必要となることから、次のとおり計画をしております。施設整備期間中に必要となる諸室について全て設置し、生徒や教職員が安心して利用できるような設備とし、仮設教室を利用する生徒や教職員に、なるべく負担が無いように検討をする計画としております。

次に、概算事業費です。概算事業費として、約20億円を予定しております。

なお、国からの補助として学校施設環境改善交付金を予定しており、通常の補助率は3分の1ですが、学校統合に伴う施設改修の場合には、10分の5.5の補助率になります。

次は、(4)の学校統合に向けてのケアです。学校統合に伴う不安を軽減し、新しい学校生活を円滑に迎えられるように関係校と協議し、対応していく計画としております。

生徒につきましては、統合前に、中学校と中学校、小学校と中学校、小学校と小学校において、統合する校区における積極的な交流学习の実施や、合同部活動の実施、西指宿中学校から北指宿中学校への教員の異動を県教委へ依頼していく計画としております。統合後には、不安や悩みを抱える生徒が相談しやすい環境にするため、相談室の整備や相談員の配置を行う計画としております。

保護者につきましては、制服や学校指定品が変更になることに対しての経過措置や、学校見学会の実施を計画しております。

次のページをご覧ください。

次は、(5)の学校統合までの流れです。この学校統合基本計画(案)をご承認いただきましたら、教育委員会の計画(案)として公表し、アンケート、住民説明会等から意見をいただき、令和5年度中に、意見を反映させた学校統合基本計画の策定を、教育委員会にご承認いただく予定であります。学校統合基本計画を策定した後、学校設置条例の改正を市議会へ提案する予定としております。

条例改正の承認を得た後、2年半から3年かけて、ハード面では左側に記載のとおり、施設整備の基本設計、実施設計を経て施設整備を行い、ソフト面では右側に記載のとおり、スクールバスや交流学习など、統合に向けて必要な調整項目の協議を行っていく計画としております。

そして、令和9年4月に、西指宿中学校を閉校し、北指宿中学校に統合する計画としております。

14ページ以降は、巻末資料として、学校沿革、学校経営方針、西指宿中学校区と北指宿中学校区のアンケート結果を掲載しております。

以上が、計画(案)の内容でございます。

それでは、また別紙にお戻りください。

次は、今後の予定です。先ほどの説明と重複する部分もありますが、本日、この学校統合基本計画(案)についてご承認をいただきましたら、この基本計画(案)について、学校便や地域説明会での周知と、基本計画(案)の内容についてのアンケートを行い、地域を特定した再編協議会を開催し、基本計画(案)について内容確認と協議を行ってまいります。

その後、アンケート結果や地域説明会での意見を基に、基本計画(案)の修正等を行い、再編協議会において基本計画(案)の承認をいただき、定例教育委員会で基本計画の承認と、総合教育会議での協議を経て、西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画を教育委員会として周知を行う予定です。

なお、市議会への条例改正の提案は、令和6年9月議会までに行いたいと考えております。

別紙の裏面をご覧ください。

アンケートについてです。1つ目はアンケートの目的です。基本計画(案)に関するアンケートの目的は、基本計画(案)の内容の周知、内容についての意見集約、再編協議会において基本計画(案)の承認をいただく際の根拠資料であります。

2つ目は、アンケート内容です。アンケートの内容については、西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画(案)の是非を問うため、1から4の中から選択する質問と、その内容について回答を求める内容を予定しております。

3つ目は、アンケートの対象者です。この計画(案)に関するアンケートは、対象の校区である西指宿中学校区と北指宿中学校区の生徒、児童、未就学児の保護者、約850名と、西指宿中学校区と北指宿中学校区の地域住民の中から、無作為に抽出した600名にお願いする予定であります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

**(中村委員)**

先日、柳田小学校を訪問した際に、特別教室が7室になっていたのも、ちょっと多くなっているような気がします。今回も4室を計画されているので、十分な数だとは思いますが、その辺は慎重にさせていただけばと思います。このアンケートの対象者も、無作為に抽出したと書いてありますが、そういった特別教室の方からも意見を伺うというような形にしてもいいのかなと思いました。

**(上村課長)**

今回の計画(案)で4室としておりますが、今のところは計画ということで、今後、設計等において変更がある可能性もあります。そのために再編協議会を開いて、学校長、教頭、地域の方の代表、保護者の代表の方々に集まっていただいて、その辺のことについてもご意見いただきたいと考えております。

**(七夕職務代理者)**

柳田小学校につきましては、2つの中学校に分かれることになるのですが、アンケートを取る際に、柳田小学校の児童に対して、一緒の中学校が良いか、それとも、今までどおり校区として分けても構わないかというような内容のアンケートは取られないのでしょうか。

**(上村課長)**

今回のアンケートにつきましては、あくまでも基本計画(案)の是非を問うアンケートと考えておまして、柳田小学校の中学校を分ける、分けないという点については、アンケートとして質問する予定はございません。

**(福富委員)**

2点よろしいでしょうか。4つの小学校が統合されるときに、山川小学校の制服も一新されたと思うのですが、この新しく北指宿中学校に統合されることに対して、そこのお考えはないのでしょうか。南指宿中学校は今、検討中ということでしたよね。

それから、新設の整備検討箇所については、これからということだったのですが、バスを何台くらい運行する予定なのか、バスターミナルの場所について検討している所があれば教えてください。

**(上村課長)**

まず、制服についてですが、現在、北指宿中学校は制服の変更を検討しておまして、来年度から新しい制服になると聞いております。ですので、北指宿中学校と西指宿中学校が一緒になった時に変更するとなると、北指宿中学校の保護者の方が、かなりの負担を伴うことになるため、西指宿中学校の保護者の方々には申し訳ないのですが、北指宿中学校の制服に合わせて

いただくのが良いのではないかということで、こちらは北指宿中学校の制服に合わせるという計画（案）を出しております。ただ、この計画（案）に反対があれば、そこは再編協議会の中で検討していくということになると思います。

バスターミナルにつきましては、現在、教育総務課では具体的に何処という場所は決めておりませんが、バスを運行させることによって、バスターミナルが必要ということで、再編協議会等を通じて、具体的に何処につくっていくということを、設計の段階までに決めていくということになると考えております。

#### （福富委員）

制服が変更になるということで、一新して良いと思います。よろしく申し上げます。

#### （別府委員）

この計画（案）を基に協議がなされて、基本計画がしっかりできて、それを基にアンケートを取るということになるわけですね。

#### （上村課長）

私の先ほどの説明が下手だったようで、すみません、まず、今回の計画（案）を基に、この計画（案）で良いですか、駄目ですかという質問をします。この計画（案）のとおりで良いですよ、計画（案）について、いろいろな要望があります、統合は良いけれど、この計画（案）には反対です、統合自体に反対です、という4つの選択肢でアンケートを取ります。

アンケートの結果、この計画（案）で良いとなった場合も、ここはこうしてほしいという意見があれば、そこを修正しつつ、再編協議会の中で協議をし、最終的に、この統合計画（案）で良いですかという、再編協議会としての案をつくります。そして、それを今度は教育委員会で、この案を本計画にして良いでしょうかということにしたいと考えております。なので、この計画（案）を基に、1回アンケートを取る予定です。

#### （別府委員）

今、スクールバスのお話が出ましたけれど、西指宿中学校の保護者の方々は、どうなるのだろうかと思うのではないのでしょうか。9ページに、スクールバスの導入について書かれていますが、例えば、概ね30分程度を想定していますとか、そういったことも入っていたほうがイメージしやすいのではないかなと思いました。

あと、プールについては、小学校が拠点校プールということで、小学校は全ての学校になるのか、何処を対象としているのでしょうか。それから、屋根を検討というところで、人によっては温水プールなのではないかと思うかもしれないので、設置することを検討となっていますが、こういったものを想定しているのか教えてください。

#### （上村課長）

まず、スクールバスについてですが、確かに運行時間と、どの経路に行くかというのは、西指宿中学校の保護者の方々は気になるかと思います。ただ、こちらとしてはまだ決めておりません。アンケートを取り、再編協議会の中で具体的な内容を掲載したほうが良いとなれば、そこも含めて計画の中に掲載していきたいと考えております。

プールにつきましては、拠点校型にするということで、北指宿中学校管内の小学校を考えているのですが、現地的に移動時間等を考えると、全部の小学校というのは難しいと考えておりますので、近くの1校くらいからという形になるのかなとは思っております。

屋根を付けるということについては、温水プールなのではないかと、もしかしたら思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、屋根については、今のところ計画ということで、具体的に付けますというのも、設計の段階で話をしていきたいと思っております。どのくらい事業費が掛かるのかが、まだ分からない部分もありますので、具体的な施設の整備については、先ほど申し上げたとおり、実施設計等において検討していくと考えております。

#### (福富委員)

先ほどの制服の件についてですが、来年度に制服が変わるのであれば、それを知らない保護者の方々もいらっしゃるかと思うので、この計画(案)に、来年は制服が変わりますと載せておいたほうが分かりやすいと思います。

#### (上村課長)

制服については、計画(案)ではなく、アンケートに掲載する形でもよろしいのかなと思いますので、そちらのほうに掲載する形にさせていただければと思います。

#### (七夕職務代理者)

アンケートを取って、反対多数の場合は、計画はどうなるのですか。

#### (上村課長)

反対多数の場合には、計画に反対、統合自体に反対と、いろいろなパターンがあるかと思います。統合自体に反対であれば、この統合は見送りまして、他の中学校区にいきます。この計画に反対であれば、もう1回この計画を練り直します。

#### (七夕職務代理者)

もう1回念を押しますけれども、統合に反対ではない限り、計画は進めていくということでもよろしいのですね。

#### (上村課長)

計画の内容に反対であれば、意見を聞きながら計画を再度練り直すことで、北指宿中学校と西指宿中学校の統合を進めていきたいと考えております。

**(吉元教育長)**

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2，議案第26号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**(吉元教育長)**

それでは、日程第2，議案第26号は、提案のとおり可決することいたします。

**(吉元教育長)**

次に、日程第3，議案第27号，西指宿中学校・北指宿中学校再編協議会設置要綱の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

**(紺屋部長)**

日程第3，議案第27号，西指宿中学校・北指宿中学校再編協議会設置要綱の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

西指宿中学校・北指宿中学校再編協議会設置要綱を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものがあります。

本案は、令和3年9月に策定した、第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針に基づく、西指宿中学校及び北指宿中学校の再編を円滑に推進するため、西指宿中学校・北指宿中学校再編協議会を設置したいことから、協議会の所掌事務、委員の構成、任期等、必要な事項を定めようとするものであります。

要綱の主な内容につきましては、教育総務課長が説明いたします。

**(上村課長)**

それでは、西指宿中学校・北指宿中学校再編協議会設置要綱の主な内容について、ご説明いたします。

資料の5ページをご覧ください。

第2条において、所掌事務を定めております。この協議会の所掌事務は、「西指宿中学校及び北指宿中学校の再編の推進に関する調整及び準備に関すること」と、このほか必要な事項としております。

第3条は、委員の構成に関する規定で、中学校保護者代表、小学校保護者代表、幼児保護者代表、地域代表、中学校の校長と教頭、小学校の校長を、西指宿中学校区と北指宿中学校区の中から教育長が委嘱することとしております。

委員の数は、中学校保護者代表が各中学校区から2人ずつで4人、小学校保護者代表が各小学校区から2人で10人、幼児保護者代表が各小学校区から1人で5人、地域代表が各中学校区から2人で4人、中学校校長が2人、中学校教頭が2人、小学校校長が5人の合計32人を予定しております。

第4条は、委員の任期に関する規定で、委嘱した日から所掌する事務が終了する日までとしております。

第5条は、会長及び副会長を置く規定で、会長及び副会長は、それぞれ委員の互選としております。

次のページをご覧ください。

第6条は、協議会の会議に関する規定で、会議は会長が招集し、議長となり、委員の過半数が出席しなければ開くことができないこととしております。

第7条は、部会の設置に関する規定で、再編の推進に関する調査及び準備などにおいて、専門的事項を調査、検討する場合に部会を設置することができるようにするものであります。

また、部会の部員には、協議会の委員のほか、教育長が指名する学校職員を充てることとしております。

第8条において、部会で協議された内容を部会長が協議会に報告し、協議会は、その内容を協議した結果を教育長に報告することとしております。

第9条において、この協議会及び部会の庶務を教育総務課が処理することとし、第10条において、この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定めることとしております。

附則において、この要綱の施行期日を、令和5年12月1日としております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**(吉元教育長)**

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

**(吉元教育長)**

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3、議案第27号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第3、議案第27号は、提案のとおり可決することといたします。  
以上で、本日、予定されていましたが議案については、全て終了いたしました。

## 7 その他

(吉元教育長)

これより、その他に入ります。  
何かございませんか。

(なしの声)

## 8 閉会の宣告

(吉元教育長)

以上で、令和5年第11回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。